

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人福岡県立大学（以下「実施機関」という。）が平成21年4月14日21福県大経第16号（以下「本件決定」という。）で行った不存在による非開示決定については、結論において妥当である。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

実施機関は、平成21年3月27日付けで行われた開示請求（以下「本件請求」という。）について、請求に係る公文書は存在しないとして、本件決定のとおり非開示決定を行っている。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成21年3月27日付けで、異議申立人は、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき本件請求を行った。

イ 平成21年4月14日付けで、実施機関は本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成21年6月10日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として実施機関に異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

請求文書が存在しないとする回答は不自然である。また、処分根拠となるものがないのに処分することこそ人権侵害、名誉棄損である。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 公文書の不存在について

本件請求に関する文書の有無について確認したが、該当するものはなく、不存在である。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、実施機関の職員が特定個人に対し暴言又は不適切な言動を行ったことについての調査記録等である。

本件請求については、対象公文書の不存在を理由とする非開示決定がなされている。

(2) 本件公文書の存否応答拒否について

本件請求においては、請求する公文書の名称等の欄に特定の個人名が具体的に挙げられており、その上で、当該特定個人について懲戒処分を検討する必要があると判断した理由等を示す書類等の開示を求めている。したがって、本件公文書の存否を答えることは、特定個人について懲戒処分が検討されたという事実の有無を示すことと同様の結果を生じさせるものと認められる。

特定個人について懲戒処分が検討されたという事実の有無は、条例第7条第1項第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することのできるものに該当する。また、当該事実の有無は、個人情報のうち例外的に開示されることとなる、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報及び公務員等の職務の遂行に係る情報であると認められないことから、同号ただし書イ及びハには該当しない。

よって、本件請求に対しては、本件公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第1号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第9条の規定により、存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

本件の場合、既に全部開示決定、部分開示決定又は不存在による非開示決定を行っており、特定個人について懲戒処分が検討された事実の有無という条例第7条第1項第1号の非開示情報を既に開示した状態となっているが、本来、本件公文書すべてについて存否応答拒否により非開示とすべきものであることに鑑みれば、既に開示した部分はともかく、非開示とした部分の開示可能性や不存在とした非開示決定の妥当性について検討する余地はないものである。

なお、条例の定める公文書開示制度は、何人に対しても、請求目的等を問わず県の保有する公文書の開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。

(3) 本件部分開示決定等の妥当性について

以上のことから、実施機関が行った部分開示決定及び不存在を理由とする非開示決定については、本来、本件公文書の存否を答えるだけで同項第1号の非開示情報を開示することとなるとして、第9条の規定に基づき開示請求を拒否すべきであったので、一部非開示部分を非開示としたこと及び不存在と認めたものについて非開示としたことは、結論において妥当であるといわざるを得ない。

なお、実施機関においては、今後、条例の趣旨を十分踏まえて適正な情報公開を行うよう、審査会として注意を喚起する。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。